

「地域に勤務する公務員の給与に関する研究会」(第8回)[議事要旨]

1 日 時 平成15年1月21日(火) 14:00~16:15

2 場 所 人事院第1特別会議室

3 出席委員(敬称略)

神代和欣座長、笹島芳雄座長代理、安藤俊裕、稲継裕昭、佐藤博樹、嶋津昭、西村美香、眞仁田勉の各委員(今野浩一郎、山路憲夫の各委員は欠席。座長、座長代理以外は五十音順。)

4 審議経過

- (1) 鳥取県から、組織の概要、人事管理の実情等について説明がなされた後、次のような質疑がなされた。

民間では職制のフラット化が進んでいるが、公務ではライン職が多くなっている。こうした中で、大変な職責を担っている職員もいる一方で、それほどでもない職員が比較的高い給与を受けているというケースもあるかと思うが、これについてどう考えるか。

これに対して、公務において職制のフラット化やグループ制を導入すると、中間管理職が減り、民間のように業務運営上のスピード感といったものが出てくるかとは思いますが、その一方でチェック機能が弱くなってしまいうという面もある旨、回答があった。

どのような職員に対して、調整手当が支給されるか。

これに対して、東京事務所に勤務する職員に12%、大阪事務所に勤務する職員に10%が支給されているだけである旨、回答があった。

仮に、国家公務員について地域別の数種類の俸給表があった場合、地方公務員について比較的水準の低い俸給表を用いることができるのか。

これに対して、鳥取県に勤務する国家公務員に適用する俸給表というものがあれば、それを鳥取県として参考にすることも考えられる旨、回答があった。

- (2) 次に、自由討議が行われ、委員から次のような意見等が出された。

公務員給与に対する批判や不満の一つとして、民間ではリストラ等により雇用削減が行われているのに、公務員は身分が保障され、雇用が安定しているということがある。

何のために公務が必要なのかということが忘れられており、この点を明確にしておくべきである。現在は単に公務員を減らせばいいとの議論が横行している。

公務員の給与はどうあるべきかという基本原則をきちっと議論した上で、地域に勤務する公務員の給与の在り方を検討する際に別のロジックが必要になるかどうかという議論の仕方もある。

転勤により賃金水準の低い地域に勤務した場合に生活が楽になるのかと言えばそうではなく、単身赴任に伴う引っ越しや二重生活により、職員とその家族は非常に苦労する。このような転勤に伴う給与以外のコストをどのように補償するかという観点も必要である。

民間における勤務地限定制度などの導入の改革の動きをどのように評価すべきか、公務にも導入可能なのかどうかという議論をする必要があるのではないか。

公務員は身分保障があるのだから、多少給与が低くてもいいのではないかという声も「国家公務員に関するモニター」のアンケート結果に上がっており、公務員の身分保障と給与の関係についても議論する必要があるのではないか。

国民には抽象的に民間準拠が理解されているものの、官民給与比較の際にきちんと調整手当も含めて比較しているということなどがよく理解されておらず、公務員には調整手当というオマケがついていると誤解されているのではないか。

調整手当には都市手当的な色彩が残っているが、今後もそうしたものとして考えていくのがいいのか、東京及びその近郊というような地域に着目したものとして考えるのかなど、調整手当そのものについても議論が必要ではないか。本省勤務についても、調整手当の中で考えていくのか、別途考えていくのかという議論があるかもしれない。

調整手当の意味合いがだんだん曖昧になってきているような感もあるので、特勤手当や単身赴任手当などと調整手当との関係も考え直して見る必要があるのではないか。

職階制で想定しているものや諸外国と比べて、現在の公務員の給与レンジは広すぎるのではないか。現行の給与レンジが妥当なのか議論する必要がある。

5 次回の日程について

次回（第9回）は、平成15年2月4日（火）。

（文責 研究会事務局 速報のため事後修正の可能性あり。）

以 上